デイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム 運営規程
介護予防通所介護に相当する第１号通所事業

(事業の目的)
第１条 有限会社親和が運営するデイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム が行う介護予防通所介護に相当する第１号通所事業(以下、通所型サービスという)は、要支援状態又は介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下、事業対象者という)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)
第２条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 当事業は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
(2) 事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
(3) 当介護サービスの提供に当たっては、介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
(4) 介護サービスの提供に当たる従業者は、サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
(5) 通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
(6) 当事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称、所在地及び場所)
第３条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称：デイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム
(2) 所在地：福山市鞆町鞆 552 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
(1) 管理者 1 名(常勤)
管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、通所介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
(2) 生活相談員 2 名以上（常勤換算）
生活相談員は、生活指導その他の通所介護サービスの提供に当たる。
(3) 介護職員 6 名以上(常勤換算)
介護職員は、介護その他の通所介護サービスの提供に当たる。
(4) 看護職員 1 名以上（常勤換算)
看護職員は、看護その他の通所介護サービスの提供にあたる。
(5) 機能訓練指導員 2 名以上（常勤換算）
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の通所介護サービスの提供に当たる。

(営業日、営業時間等)
第 5 条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
(1) 営業日：月、火、水、木、金、土の各曜日。ただし、8 月 14 日から 8 月 16 日まで及び 12 月 31 日から翌 1 月 3 日までを休業日とする。
(2) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
(3) サービス提供時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 40 分までとする。

(利用定員)
第 6 条 利用定員は、18 人(介護給付サービス定員を含む)とする。

(通所型サービスの内容)
第 7 条 この事業所が行う通所型サービスの内容は、次のとおりとする。
(1) 生活指導
(2) 機能訓練
(3) 介護サービス
(4) 介護方法の指導
(5) 健康状態の確認
(6) 送迎
(7) 給食サービス
(8) 入浴サービス

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その 1 割、2 割または 3 割(負担割合証の割合に準ずる)額とする。
2 次条の通常の事業の実施地域を超えて送迎を行う場合は、その通行に要する費用及び路程 1 キロメートルあたり 20 円を実費として徴収する。
3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
(1) 食費：700 円/1 食
(2) オムツ代：実費
(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用
1) 歯ブラシ：実費
2) 化粧品：実費
3) サークル活動の材料費：実費
4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとし、支払いに同意する旨の書面に署名または、記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)
第 9 条 通常の事業の実施地域は、福山市鞆町、田尻町、水呑町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)
第 10 条 サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。
(1) 事業所内では飲酒しないこと。
(2) 喫煙は、定められた場所ですること。
(3) 従業者の指示に従うこと。
2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)
第 11 条 通所型サービスに当たる従業者は、現に介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)
第 12 条 管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害

に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年２回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)※追記
第 12 条の 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるものとする。
２ 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び定期的な訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)※追記
第 12 条の 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)
第 13 条 事業所は、介護に直接従事する従業者（医療・福祉系資格を有する者等を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。※追記
2 通所型サービスに当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
(1) 採用時研修：採用後１か月以内
(2) 継続研修：年２回
3 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
4 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘

密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(宿泊サービスについて)
第 14 条 本事業所は営業時間外に事業所の設備の一部を使用して、心身の状況、家族の疾病、冠婚葬祭等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある利用者を対象に宿泊サービスを行う。但し、通所型サービスの利用者を除くものとする。
(1) 宿泊サービス利用定員は 2 名とする。
(2) 利用時間：17 時 30 分～翌朝 8 時 30 分
(3) 利用料：4,800 円(夕、朝食含む)

(虐待の防止のための措置に関する事項)
第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待防止のための指針を整備する。
(3) 虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)※追記
第 15 条の 2 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(重要事項の掲示等)※追記
第 16 条 事業所は、見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
2 事業所は、前項の重要事項をウェブサイト（自社ホームページ又は介護サービス情報公表システム等）に掲載・公表するものとする。

付則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 11 月 1 日改定

平成 20 年 3 月 1 日改定

平成 20 年 8 月 1 日改定

平成 21 年 7 月 1 日改定

平成 21 年 10 月 1 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 25 年 8 月 1 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定食費

平成 26 年 8 月 1 日改定営業日変更、第 14 条追加

平成 27 年 5 月 1 日改定 1 単位、定員 18 名

平成 29 年 11 月 1 日改定職員数の変更

令和 5 年 7 月 1 日改定（第 10 条 2 と第 15 条追加、職員数の変更等）

令和 8 年 9 月 1 日下線部改定（職員数、食費、第 12 条の 2 と 3 、第 15 条の 2 、第 16 条追記）